

# 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年3月31日(火) 17:00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター

災害対策本部会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について
- (4) その他

## 3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について

【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策について

【資料3】 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について

【資料4】 新型コロナウイルス感染症への対応に係る要望書

【資料5】 新型コロナウイルス感染症に関する各部局の取組【概要】

【参 考】 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和2年3月28日国新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

# 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事 (副本部長)      知事 (本部長)      井出副知事 (副本部長)

	鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)	
	○	○	○	
警察本部長	○		○	アドバイザー (福島県立医科大学)      ○ 次 長
総務部長	○		○	教 育 長      ○ 地域医療課長
企画調整部長	○		○	危機管理部長      ○ 地域医療課主幹
保健福祉部長	○		○	生活環境部長      ○ 地域医療課主任
農林水産部長	○		○	商工労働部長      ○ 県民健康調査課主幹
出納局長	○		○	土 木 部 長
病院局長	○		○	企 業 局 長
文化スポーツ局長	○		○	避難地域復興局長
観光交流局長	○		○	こども未来局長
			○	原子力損害対策 担 当 理 事

報道機関係ス

9面マルチディスプレイ

システム機器類  
(TV会議装置等)

入口

## 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	成田良洋	
6	企画調整部	部長	佐竹浩	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	大島幸一	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	金成孝典	
13	観光交流局	局長	宮村安治	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	五十嵐俊夫	
18	企業局	局長	吉田孝	
19	病院局	局長	河原田浩喜	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

### 【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
4	保健福祉部地域医療課	主幹	本田あゆみ	
5	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地陽子	
6	保健福祉部県民健康調査課	主幹	金成由美子	

## 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（3例目）

本日（3月31日）、福島市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

県内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、3例目となります。

## 【患者の概要】

- (1) 年代 : 70代
- (2) 性別 : 男性
- (3) 居住地 : 福島県（福島市保健所管内）
- (4) 症状・経過
  - 3月23日 下痢症状あり
  - 26日 微熱（37度）あり
  - 27日 下痢、発熱（38～39度）のため医療機関受診
  - 30日 下痢症状は消失。発熱（38.1度）、軽度の咳、痰あり。医療機関を再受診し、胸部CT上で肺炎所見あり。医療機関より帰国者・接触者相談センターに連絡あり。
  - 31日 新型コロナウイルス検査の結果、陽性であることが判明。入院予定。本人は軽症。
- (5) 行動歴
  - 3月23日、24日 出勤（常時マスク着用）
  - ・2週間以内の海外渡航歴なし
  - ・行動歴の詳細は福島市保健所にて調査中
- (6) その他
  - ・濃厚接触者については、福島市保健所で調査中。

## 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（4例目）

本日（3月31日）、福島市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

県内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、4例目となります。

### 【患者の概要】

(1) 年代 : 20代

(2) 性別 : 女性

(3) 居住地 : 仙台市

(4) 症状・経過

3月25日 熱っぽさ、全身倦怠感あり

27日 体温37度、息苦しさ、軽い胸痛あり

28日 医療機関を受診し、異常なし。

29日 体温36.9度。全身倦怠感あり。

30日 帰国者・接触者相談センターに相談があり帰国者・接触者外来を受診

31日 新型コロナウイルス検査の結果、陽性であることが判明。入院。本人は軽症。

(5) 行動歴

3月25日 電車で実家（福島市内）に帰省

海外渡航歴なし

行動歴の詳細は福島市保健所にて調査中

(7) その他

濃厚接触者については、福島市保健所で調査中。

## 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月31日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 現状

## (1) 感染状況

## ① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	陽性者数	うち死亡者数
東京都	436	5
大阪府	209	2
北海道	176	7
愛知県	167	19
千葉県	160	1
兵庫県	132	10
神奈川県	107	5
埼玉県	83	3
その他	350	2
合計	1,820	54

※ チャーター便帰国者15名、空港検疫31名、クルーズ船乗員・乗客712名(死亡者10名)を除く。

※ 令和2年3月30日12時時点(厚生労働省発表)

## ② 県内の感染状況

2人 (3/7: 1名確認。現在入院中、3/14: 1名確認。現在入院中)

※ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入患者(7名)については、3月18日13時をもって全て退院。

## (2) 検査の状況(県内発生分)

(令和2年3月31日12時時点)

	検査実施件数 (1/26~3/31)	陽性者数 (累計)	退 院	
			退 院	入院中
県内疑似症等	206	4	0	4
県内陽性者	5			
クルーズ船	41	7	7	0
総 計	252	11	7	2

※ 福島市保健所における検査12件を含む。

### (3) 相談対応の状況

- ① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数  
 (令和2年3月29日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
121	33	216	198	164	184	142	147	0	1,205

(参考) 保健所の相談対応数

(令和2年3月29日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
318	124	541	725	753	760	606	527	28	4,382

- ② 帰国者・接触者相談センター（県内9カ所）相談件数  
 (令和2年3月29日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
1	16	122	204	262	383	286	440	29	1,743

## 2 国等の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策（第2弾）を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を1.0日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。

3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。

3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。

3月27日 全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。

3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。

### 3 市町村の対応状況

- 52市町村で対策本部を設置済(3/17)。未設置の市町村においても既存の会議で対応中。
- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。

### 4 県の対応状況

#### 【対策本部員会議】

1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。
- ・ 県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定(適用期間:2/28~3/15)。

3月7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出

3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 国の緊急対応策(第2弾)を踏まえた県の対応について説明。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。

3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。

3月24日 第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日からの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。



3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置

3月27日 第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 知事メッセージを発出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末(3/28~29)の不要・不急の往来を控えるよう要請。

3月30日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会

- ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。

### 【県対応方針に基づく取組状況】

※**集団**：集団発生の防止 **重症者**：重症者対策 **流行期**：流行期に備えた体制整備

#### (1) 感染拡大防止対策

##### ① マスク、消毒液等の確保対策等 **集団**

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。(2/25)
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知(3/8)。また、市町村に対しても同様に協力依頼。(3/9)。
- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の更なる徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を发出(3/19)
- ・ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知(国事務連絡)を改めて高齢者施設等へ周知(3/26)。
- ・ 国から提供された医療機関用マスク約28,000枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供(3/19)。
- ・ 3/31以降、国が追加で約19万枚のマスクを医療機関等に4/3までに配布する予定。
- ・ 更に、4/6以降、国から約19万枚のマスクが配布される予定。
- ・ 介護施設等には、今月中に、国が直接、布製マスクを配布する予定(枚数未定)。
- ・ 医療機関・社会福祉施設等に国から配分される手消毒用エタノールについて、国へ数量を報告(3/30)。
- ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上し、順次購入。
- ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。

② イベントの延期・中止等の対応 **集団**

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等呼びかけ。
- ・ 県が主催するイベント等の開催基準について、適用期間を今月末まで延長。
- ・ 国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付（3/25）。

③ 情報発信、広報の充実 **集団**

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- ・ 県ホームページのトップページに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載。
- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況（累計）をホームページ上で毎日更新。（3/6～）
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。（3/7～）
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

(2) 相談・検査体制の拡充

① 相談対応の強化 **集団** **重症者**

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月16日（月）から3回線に増設。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日（月）から対策本部内（本庁）に集約。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）。
- ・ コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを3月27日（金）から開始。

② 県内での検査体制の拡充 **集団** **重症者** **流行期**

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体（概ね16人分）の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体（概ね24人分）の検査を行う体制に拡充。
- ・ （株）江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体（概ね25人分）の検査体制をさらに拡充。

- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体（8人分）の検査体制を確立。
- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、中核市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

### （3）医療提供体制の拡充

#### ① 患者外来入院等の医療体制の確保 **重症者** **流行期**

- ・ 3月23日付けで帰国者・接触者外来を25箇所から27箇所へ拡充。
- ・ 感染症指定医療機関の32床に加え、入院可能な病床として一般病床20床を確保。引き続き、拡大に向けて調整。
- ・ 必要性を見極めながら、医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。

# 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針（案）

令和 2 年 3 月 日  
 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

3月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定めたことから、この方針を受け、今後の講じるべき対策について下記により県の基本方針を定める。

## 記

### 1 現在の状況

国内では感染経路の不明な患者が増え、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況であり、本県でもいつ大規模な流行が発生するか分からない状況であることから、県内の流行を抑えるための対策を講じることが重要である。

### 2 全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

### 3 対策実施に関する重要事項

#### (1) 情報提供・共有

- ア 県は、県民に対して、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供と呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進める。
- ・ 国内外及び県内発生状況や県の対策に関する情報提供
  - ・ 手洗い、咳エチケット等の徹底、体調不良が見られた場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛や、感染リスクを下げるための受診行動等、県民一人一人がとるべき行動についての呼びかけ
  - ・ 感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
- イ 県は、国との情報連携により、SNS等の媒体も積極的に活用し、様々な手段によ

り県民に対して迅速かつ積極的に情報提供・注意喚起を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ア 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）第12条に基づき医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合積極的に検査を実施する。
- イ 県は、中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間の検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- ウ 県は、中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。

## (3) まん延防止

- ア 県は、まん延防止策として、県内の感染状況を踏まえて、クラスター対策及び接触機会の低減を図る。
- イ 県は、厚生労働省や専門家と連携しながら、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ウ 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国や他都道府県で緊密に情報共有を行う。
- エ 県は、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」という3つの条件が重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、適切な感染対策などリスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられた場合は期間を示した上で外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- オ 県は、クラスター対策を強化する観点から、国と連携し、保健所の体制強化に取り組むとともに、市町村と迅速な情報共有を行い、必要があると認めるときは、法第24条に基づき総合調整を行う。さらに他都道府県との迅速な情報共有に努める。
- カ 県は、国と協力し、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう求めるとともに、必

要な措置を講ずる。

- キ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導し、必要な支援を行うとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ク 県は、住民、事業所、学校、福祉施設、公共交通機関等に対し、手洗いや咳エチケット、部屋の換気等の感染防止のための行動、在宅勤務や時差出勤、発熱等の症状が見られる方の外出自粛勧奨、テレビ会議等の利用による移動を減らすこと等の感染拡大防止のための対策について呼びかける。
- ケ 県は、国が引き続き実施する水際対策について、協力した対応を行う。

#### (4) 医療

- ア 県は、引き続き、帰国者・接触者相談センターによる相談及び帰国者・接触者外来での外来医療の提供を行い、患者が認められた場合には、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療提供を行う。
- イ 県は、患者が増加し、医療体制に支障をきたすおそれがある場合に次の対応に切り替えていくことを想定し、医療機関、医師会等関係機関、市町村とも連携しながら必要な体制の構築に努める。
  - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握する。
  - ・ 軽症者等が自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合に、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を検討する。
  - ・ 患者が増加し帰国者・接触者外来での医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来をさらに増設する。
  - ・ さらに、患者が増加し医療提供体制の限度を超えるおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うため、必要な体制整備を図る。
- ウ 県は、オーバーシュート（爆発的な感染拡大）や今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以

下のように医療体制の確保に努める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の内、重症患者を重点的に受け入れる医療機関の指定や感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関の設定など地域の医療機関の役割分担を行う。
  - ・ 結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
  - ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
  - ・ 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
  - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の協力について検討する。
  - ・ 医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関の機能を維持するために必要な支援策を講じる。
- エ 県は、国と連携しながら、都道府県域を越える場合も含めた広域的な搬送と医療体制を検討する。
- オ 県は、聴覚障がい者の手話通訳や外国人向けの医療通訳の整備など、国の制度を活用しながら引き続き強化する。
- カ 県は、市町村等が実施する法令に基づく健康診断や予防接種（乳幼児向け検診、予防接種など）については適切な感染対策の下で実施されるよう助言を行う。

#### (5) 経済・産業・雇用対策

- ア 県は、国の政策に連動しながら、市町村、経済団体、事業者等と連携して、地域の実情に応じた機動的、必要かつ十分な経済財政対策等を実施する。

#### (6) その他

##### ア 人権等への配慮

- (ア) 県は、患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。
- (イ) 県は、各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮して実施する。

##### イ 物資・資材の供給

県は、マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国や企業と連携して確保を図るとともに、必要な配布を行う。

ウ 関係機関との連携の推進

県は、市町村や関係機関等と双方向の情報共有を強化し、連携しながら対策を推進する。

エ 社会機能の維持

(ア) 県は、国や市町村、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図るとともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。

(イ) 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するあめ、必要に応じ、国等関係機関と連携し警戒警備を実施する。

(ウ) 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取り締まりを徹底する。

オ その他

県は、県内の発生状況や医療資源、経済社会状況等を踏まえ必要に応じて基本方針の変更を行う。



# 新型コロナウイルス感染症への対応 に係る要望書

令和2年3月28日

福島県知事 内堀 雅雄

新型コロナウイルス感染症に対しては、国において、感染拡大防止策を始め、教育・医療・産業等に対する緊急支援や「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正など様々な対策が打ち出されたところですが、当県においても、学校休業に伴う影響対策、医療提供体制の強化等、あらゆる対策を講じているところであります。

しかしながら、宿泊施設や飲食店において大量のキャンセルが相次ぐなど各方面で被害が顕著になっている上、感染への懸念からいまだ県内消費の落ち込みは続き、製造業においてはサプライチェーンの混乱により生産活動等に影響が見られるなど、地域経済に先の見えない不安が続いています。

国におかれては、事態の早期終息に取り組むとともに、県民が一日も早く安全で安心な生活を送ることができるよう、更なる対策強化及び地方自治体への財政支援等、迅速果断の対応をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

## 地域経済への影響に対する支援等

### 1 事業者への資金繰り等に関する支援

既に実質無利子・無担保の特別貸付制度がスタートしているが、地域に根差した店舗数の多い民間金融機関も融資ができるよう、指定要件の緩和を行うこと。

東日本大震災や令和元年台風第19号等の被災により既往債務がある事業者を始め、特に資金繰りが厳しい事業者について、返済猶予などの条件変更や必要な新規融資等の特段の配慮を、金融機関に対し更に強く要請すること。

資金繰りに窮する中小企業・小規模企業者や、学校休業、テレワーク等により利用者が減少している交通事業者等に対する緊急助成金等の給付及び社会保険料の負担軽減等による支援を検討すること。

世界的な感染拡大の影響で、部品の供給が滞るなど、製造業等における流通の課題が浮き彫りになったことから、災害等に強いサプライチェーンの再構築のための取組を支援すること。

## 2 従業員の雇用維持に関する支援

内定取り消しや非正規労働者の雇い止めなど、雇用環境が悪化していることから、雇用調整助成金について、特別の地域に限定せず、助成率の引上げを行うとともに、対象者を雇用保険非適用者にも拡大すること。

## 3 生活保障や消費喚起に向けた取組等

個人消費の落ち込み等が地域経済に大きく影響していることから、緊急経済対策においては、国民生活の保障や個人消費喚起に向けた強力な対策を行うこと。また、これらを一律の給付金等で措置する場合には、地方自治体の事務負担の軽減についても考慮して実施すること。

## 4 事業者への感染防止策強化等

飲食店等における感染防止及び顧客への不安解消、衛生用品不足による休業防止のため、飲食店や生活衛生関係事業者、食品製造事業者等に対して、必要な衛生資材（マスク、アルコール消毒液、ビニール手袋等）を優先的に供給する体制を整備すること。

また、交通事業者においても同様の扱いとするとともに、感染者が公共交通機関を利用していた場合に、交通事業者において車両の消毒等の負担が生じることから、交通事業者に対して財政支援を行うこと。さらに、効果的な車内消毒作業方法等について情報提供を行うこと。

## 5 学校休業やイベント自粛要請により売上げが減少した事業者等に対する支援等

卒業式やイベント休止の増加等により、社会全体の消費需要が低迷し、生産者や卸売業者、小売店の経営を圧迫していることから、実情に応じた経営安定対策を講じること。

## 6 農林漁業者等に対する支援等

飲食店や宿泊施設、イベントのキャンセル等による消費低迷により、牛肉、花き、魚介類等農林水産物の価格が下落し、観光農園等の来場者が減少するなど農林漁業者の経営を圧迫していることから、収入減少に対応する経営安定対策や販路拡大等の取組に対する支援などの対策を強化するとともに、農林水産物の消費拡大対策を講じること。

## 7 観光を始めとした需要を喚起する対策の実施

感染が一定程度終息した段階において、広範かつ大胆な観光需要等を喚起する実効ある対策を国自らが責任を持って実施すること。

あらゆる消費を喚起するため、自由度が高く地方負担を軽減する柔軟な交付金制度の創設など必要かつ十分な経済財政政策を実施すること。

## 8 ICT活用の推進

今回の感染症対策を機に、児童生徒の学習支援や、企業によるテレワーク導入を進めるため、タブレットやパソコンなど、学校や企業等のICT環境の整備を推進すること。

### 医療・福祉の体制の強化等

#### 1 感染防止策の強化

##### (1) 医療現場の衛生資材の確保

医療現場における感染防止対策に必要なマスク、消毒液、防護服等について、市場における需給が逼迫している状況を踏まえ、自治体が必要量を速やかに調達できるよう支援すること。

また、調達するために必要な費用に対する国庫補助を令和2年度においても継続すること。

##### (2) 社会福祉施設等の衛生資材の確保

高齢者・障がい者・児童等の社会福祉施設における感染防止対策に必要なマスクや消毒液等について、市場における需給が逼迫している状況を踏まえ、自治体が必要量を速やかに調達できるよう支援すること。

また、調達するために必要な費用に対する国庫補助を令和2年度においても継続すること。

## 2 検査体制の強化等

### (1) 検査体制の強化

検査件数が増加した場合、検体搬送を外部に委託する必要があることから、必要な財政支援を講じること。

また、県内各地で検査件数が増加した場合、効率的に行政検査を実施する必要があることから、衛生研究所が実施すべき行政検査を民間検査機関等に委託する経費の財政支援を講じること。

### (2) 帰国者・接触者相談センターの運営に係る財政支援

当県の発生事例に加え、全国的な患者数の増加により、当県の帰国者・接触者相談センターの相談件数が増加していることから、これに対応するため、センターの運営を委託する場合の財政支援を令和2年度においても継続すること。

## 3 感染拡大に備えた医療提供体制整備等

### (1) 治療薬の早期開発等

国等が備蓄している治療薬について、有効性が判明した場合、医療機関が迅速に使えるような仕組みづくりを構築すること。

また、治療薬の早期開発を行うこと。

感染拡大を防止するため、国において簡易検査キットなど迅速な診断方法を早急に確立し、医療現場への普及を図ること。

### (2) 感染症指定医療機関、入院受入医療機関に対する運営費の補助

入院患者を受け入れるために確保した病床の空床補償に係る補助制度を令和2年度においても継続すること。

また、陽性者を受け入れたことにより生じた一般病床の空床化に対する補助を行うこと。

## 学校休業等に係る対策等

### 1 学校等における感染防止措置等

学校再開後において、新型コロナウイルス感染症対策についての情報提供や、感染拡大防止のためのマスクやアルコール消毒液の安定的な提供の支援を行うこと。

### 2 児童生徒の学力低下防止・心身のケア

臨時休業に伴う児童生徒の学力低下を防ぐための学習支援等に要する費用（家庭訪問に要する費用や通信費等）や教材の郵送料等に要する費用等に対して財政支援を行うこと。

### 3 学校休業に伴う保護者等支援

新型コロナウイルス感染症対策による修学旅行や海外研修旅行、学校行事・イベントの中止や延期に伴う、キャンセル料の保護者負担や自治体の財政的負担に対し、国において補填措置を講じること。

### 4 児童生徒の就学機会の確保

小中学校の児童生徒に対する就学援助事業や、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励事業、高等学校の生徒に対する奨学給付金等について、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会が奪われることがないように、支給要件の緩和や単価の増額を含め、十分な財政措置等の対策を行うこと。

## 情報発信及び注意喚起等

### 1 悪質商法の被害防止

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等に関し、消費者被害の未然防止のため、積極的に注意喚起を行うこと。

### 2 在留外国人向けの情報発信

厚生労働省が発信する新型コロナウイルス関連の情報について、在留外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語化を進めること。

## 東京2020大会の開催理念「復興五輪」の継続

東京2020大会の当初の予定では、福島県は、オリンピック聖火リレーの出発地となるとともに、野球・ソフトボール競技の一部が開催され、中でもソフトボールはオリンピック全体のスタートを飾る試合となるなど、復興五輪において重要な役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年に延期された東京2020大会においても、機運醸成はもとより、オリンピック聖火リレー及び野球・ソフトボール競技について、今年予定されていた形で実施するよう支援するとともに、当県は、東日本大震災や原発事故からの復興の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に財政的な負担が生じないよう措置を講じること。

また、東京2020大会を通して、国・組織委員会・東京都等の関係機関が連携して、被災地の復興を後押しするとともに、被災地の復興状況を国内外へ発信する復興五輪の取組を継続すること。

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する各部署の取組【概要】

## ◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起。
- 県公式ホームページトップで新型コロナウイルス感染症関連情報を提供。
- 私立学校等へ注意喚起。
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供。
- 都内の開催予定のイベント中止。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員が通勤混雑を避けることができるよう臨時的な時差出勤を実施。
  - ・実施時期：令和2年2月28日～当面の間
  - ・対象者：公共交通機関で通勤する知事部局職員
  - ・実施内容：出勤時刻（7：00～10：00）の4パターン
- 在宅勤務の試行期間について令和2年3月31日までとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、試行期間を延長。
  - ・試行期間：令和2年2月3日～当面の間
  - ・対象者：知事部局の全職員（臨時・非常勤職員などを除く）。
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等措置について、別途通知するまでの間延長する旨を通知（3/23）
- 3月30日実施予定の退職者辞令交付式、4月1日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止。

## ◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知。
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起。
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう通知。
- 感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準策定。（2/27）
- 3月15日までとしていた県主催のイベント等に係る開催基準の適用期間を3月末まで延長（3/13）。」
- 3月20日の政府の対策本部会議において、専門家会議の見解を踏まえた対応を呼びかけていることから、県主催のイベントに係る開催基準を改め、当面の間適用する。

## ◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットラインに、県の現状・対策、具体的な課題等を把握して報告。
- 県内プロスポーツチーム等への注意喚起。



- 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ（Bリーグ公式戦：2/22（土）～23（日））における感染症対策の実施。
- Jヴィレッジへ注意喚起。
- 統計調査員に対し、リーフレット、Q & Aを添付して注意喚起の通知（3/2）。
- 自民党根本匠議員への知事要望実施（3/28）。

◆ 避難地域復興局

- 生活再建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起。

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起。
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置(2/13)
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び（公財）福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起。
- 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止（2/28）。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年程度の延期及び3 / 26からのオリンピック聖火リレーの延期（3/24）

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起。
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知。
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知。
- 旅券室ホームページ（海外渡航情報）で注意喚起。
- 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示。
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等（環境省通知）」を周知。
- 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起。
- トイレットペーパー等の品不足について、事業者へ聞き取り調査を実施(3/2)し、冷静な対応への呼びかけを県ホームページに掲載(3/4)。
- JR常磐線全線開通記念式典（3/14）及び環境創造センターにおけるコミュタンフェスティバル（3/29）の中止。
- 外務省が全世界に対する危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出したことから、旅券室ホームページの海外渡航情報に同内容を掲載するとともに、県内の各旅券窓口にて「全世界に対する危険情報の発出」を掲示(3/26)。

◆ 保健福祉部

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、（公財）福島県生活衛生営

- 業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知。(2/7)
- 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起。
- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知(2/25)
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供。(2/10)
- 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起。(2/6)
- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止。
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止。(3/12)
- 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知(2/28)。
- 新型コロナウイルスの検体検査料について、3/6から公的医療保険の適用対象となる旨、市町村、国保連合会等関係機関へ通知(3/5)
- 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知(3/5)。
- 高齢者施設へのマスク配布 600枚(3/9)
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知。(3/8)また、市町村に対しても同様に協力依頼。(3/9)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染防止の対策事例の共有等に関する部長通知を発出(3/19)
- 1日最大32検体(概ね16人分)の検査体制を1日最大98検体(概ね49人分)検査できる体制に強化し、今後も更なる拡充を目指す。(3/18)
- 各水道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等の取扱いについて文書発出(3/19)
- 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について3/25より特例貸付の受付を開始。(3/25)
- 県内12生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センターに対し、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を周知。(3/23)

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起。

- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金（生活安定及び失業に係る貸付）の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知（一時的に就労収入が減少ケース）。（3/2）
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。（3/3）
- 認可外保育施設等の消毒液等の購入費用を補正予算として計上。（3/19）
- 放課後児童クラブ受け入れ状況の現地確認を実施。3月19日現在、30市町村、122クラブを確認。（3/23）

#### ◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起。
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起。
- 県内企業への影響を調査。
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介。
- 雇用調整助成金の特例措置を周知。
- 福島労働局開設の相談窓口を県HPにより周知。（2/19）
- 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターにて、企業説明会の中止等の影響を受ける学生等の就職活動の支援。
- 社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設（3/3）
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し運用開始に合わせて周知を行う。
- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を3月4日から春季休業の開始日（3月17日）までの間、臨時休業とする。
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化する（3/5）。

#### ◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合への注意喚起と帰国時検疫への協力を依頼。（1/24）
- 住宅宿泊事業者へ関係患者発生時の協力を依頼。（1/24）
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起。（1/24）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ旅行の中止を念頭において慎重な判断と旅行者への働きかけを依頼。（2/13）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼。（2/19）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ感染拡大防止対策の周知及び旅行者に正確な情報提供するよう依頼。（2/21、25）

- 市町村観光担当部署・県内旅行者（旅行業共同協会非加盟）・住宅宿泊事業者に対しQ & Aチラシ周知。(2/26、27)
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ当面のイベント等の開催について必要性の検討依頼。(2/28)
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ外務省感染危険情報の周知。(2/28, 3/3, 3/9)
- 県旅館ホテル生活同業組合と意見交換を行い、現在の厳しい状況や県への要望を把握し、部内関係課と情報共有(3/3)。
- 住宅宿泊事業者に対し、届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について、流行地域を、中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡に変更する旨周知。(3/4)
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知。(3/6)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業などの追加指定について情報提供。(3/9)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、雇用調整助成金の特例措置の要件緩和及び小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援について情報提供。(3/9)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、イベント等の開催について中止・延期・規模縮小等の対応を継続する旨周知。(3/11)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報(韓国、イラン、イタリア、欧州各国、米国・ワシントン州)について情報提供(3/16)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外のクルーズ船に関して注意喚起(3/16)
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知(3/17)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報(欧州各国)について情報提供(3/19)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、水際対策に係る新たな措置について周知(3/19)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報(全世界、エジプト全土、米国全土)について情報提供(3/23)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて情報提供(3/23)
- 県内旅行者(旅行業協会非加盟)に対し、新型コロナウイルス感染症対策について周知(3/24)

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、水際対策に係る新たな措置について周知（3/24）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（イラン、欧州各国）について情報提供（3/25）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、公租公課等の支払い猶予について周知（3/25）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省海外安全情報の今後の注視について周知（3/27）

#### ◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起。
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起。
- 農業短期大学校にて学生・教職員に注意喚起。
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知（2/28）。
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針（～3/15まで）を各市町村、農林関係団体に情報提供（3/3）。
- 指定管理者（フォレストパークあだたら及び総合緑化センター）へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請。
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）及び雇用調整助成金制度」の周知について通知（3/5）。
- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式（3/8）を中止。今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送。
- 農業短期大学校は、学生の海外農業研修（選択科目）ニュージーランド7日間（3月15日（日）～3月21日（土））を中止。
- 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ通知。（3/17）

#### ◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起。
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起。
- 道の駅設置自治体へ注意喚起。
- 部内出先機関へ県発注工事における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供。（2/28）
- 入札監理課から示された福島県発注工事及び業務における感染拡大防止に向けた対応方針（3月15日までの措置）について、建

設業関係団体に情報提供した。(3/3(月))

上記の措置について、当面延長とすることとなったため、部内の出先機関等に対して通知文書を発出した。各市町村及び建設業関係団体にも情報提供した。(3/23(月))※参考:業務委託6件について、受注者の希望による一時中止措置を行った。(3件解除済)

- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等(建設業法)の措置が国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。

#### ◆ 出納局

- 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起。
- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところを県外事業者に対しては郵送を可とした。(4/1～)

#### ◆ 教育庁

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ(2/28～)
- 不特定多数を参集するイベント等の中止(2/28～)
- 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施(3/1～)
- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(3/2～)
- 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康チェックや運動の推奨等に関する通知(3/12)
- 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出(3/12)
- 公立小・中学校担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する研修会を開催(3/16～3/19)
- 公立学校における4月1日からの教育活動の再開について通知(3/24)

#### ◆ 病院局

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有。
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止。
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。

- ・職員・・・勤務前に検温を実施。(3/6～)
- ・面会者・・・入院患者への面会の禁止・制限(3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。
- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知。(2/28)
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施。(3/2～)
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整。(3/11～)

◆ **議会事務局**

- 職員の通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(2/28)。
- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知(2/21)。
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請するとともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知(2/28)。

◆ **県警察**

- 県警ホームページにおける注意喚起(来庁時の感染防止、便乗した詐欺や悪質商法等)
- 警察施設における感染防止対策(消毒液設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃等)

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にある。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、高齢者等を始め、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

現時点では、国内では、未だ大規模なまん延が認められる地域があるわけではないが、積極的疫学調査等のまん延防止策により、各地域において感染経路の不明な患者やクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止める



ためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

このように、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、ここに法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）として、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要があるが、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

#### 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、3 月 26 日までに、合計 42 都道府県において合計 1,349 人の感染者、46 人の死亡者が確認されている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第 8 回）において、クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分か

らない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと評価されている。

一方で、海外の状況としては、令和2年3月27日現在、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に存在する状況となっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。また、こういった状況の中で、本年3月19日以降、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人を超えて確認されており、また、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日—3月18日）から29%（3月19日—3月25日）へ増加している。さらに、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたが、現在では欧米を中心として多様化しており、輸入症例の増加及び多様化の両面の影響を今後受ける可能性がある。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持

続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。

- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬としては、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきていることから、患者の観察研究等が進められている。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。

- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
  - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
  - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
  - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
  - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
  - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
  - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、SNS等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極

的に国民等への情報発信を行う。

- ③ 政府は、民間企業とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間検査会社等を活用する。

- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。
- ④ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キットの開発を引き続き進める。

### (3) まん延防止

- ① 都道府県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。
- ② 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ③ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物(イベント)の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- ④ 都道府県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。特に大都市圏では、人口数及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、十分な注意を払うこととする。

- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑥ 厚生労働省は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。
- ⑧ 厚生労働省は、地方公共団体と協力して、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑨ 文部科学省は、3月24日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に関し、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応、必要に応じ地域における臨時休業の在り方等に関し追加的な指針を策定する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑩ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑪ 政府は、職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動(手洗い、咳エチケット等)の徹底、在宅勤務(テレワーク)や時差通勤、

自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。

- ⑫ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ⑬ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ⑭ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

#### (4) 医療

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
  - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
  - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
  - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、



電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
- ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
- ・ 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師

の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。

- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
- ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 地域でのオーバーシュートに備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

③ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮すること。

#### (5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めな

がら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

## (6) その他重要な留意事項

### 1) 人権等への配慮

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

### 2) 物資・資材の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じて、マスクや消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、

医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

### 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

### 4) 社会機能の維持

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ② 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ③ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ④ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

### 5) その他

- ① 今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及

び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ② 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行う。

